

報道関係各位		発信年月日	令和7年6月6日	送付枚数 (本紙含む)	4枚
担当部課名		担当課長名		担当者職氏名	連絡先電話番号
協創部 文化スポーツ推進課		課長 原田 貴順		地域クラブ推進室長 桑原 睦	(0836) 38-6661
件名	山陽小野田市版公立中学校における部活動の地域展開に資する地域クラブ活動団体及び指導者の募集を開始します				
内 容					
山陽小野田市では、公立中学校部活動の教育的意義を継承し発展させつつ、新たな価値を創出するため、このたび「山陽小野田市中学生の文化スポーツ活動体制整備に係る地域クラブ活動団体設立の手引き【地域クラブ運営ガイドライン】」を策定し、文化芸術・スポーツ活動を行う地域クラブ活動団体及び指導者を令和7年6月から随時募集します。 記 1 名 称 山陽小野田市地域クラブ活動団体及び指導者 2 地域クラブ活動の参加者 主に山陽小野田市内に居住する中学生 3 地域クラブ活動団体の設立要件 次の①～⑧の要件を全て満たす必要があります ①規約・会則を定めていること ②活動条件（活動日数、活動時間等） ・活動日／週2日以上 of 休養日を設けること ・活動時間／原則 平日2時間、休日3時間程度とすること ③費用負担（受益者負担）を明確に示すこと ④生徒（参加者）、指導者が保険に加入すること ⑤活動計画を作成すること ⑥事故防止、健康管理、トラブル対応など管理責任を明確にすること ⑦指導者の確保／適正な指導ができる体制を有すること ・指導者を2名以上配置し、そのうち公認の指導者資格を有する指導者を1名以上配置すること。ただし、認定初年度については、公認指導者の資格保有者の配置については、条件としない。 ・指導者については運営団体等が実施する指導者研修会等を毎年受講すること ⑧大会運営等の協力を行うこと（大会役員、大会の引率等）					

- 4 地域クラブ活動団体の指導者要件 次の①～③の要件を全て満たす方を募集します。
- ①成人に達していること（学生を含む）
 - ②市の基本方針、国のガイドライン、県の方針に基づいて指導・活動ができること
 - ③次の事項のいずれかに該当していること
 - ・運営団体がもとめる指導資格を保有していること
 - ・市や運営団体が実施する研修会（講習会）を受講していること
 - ・教員免許を取得しており、学校部活動での当該文化又はスポーツの顧問の経験があること

※併せて指導者の募集も行います。

- 5 申請方法 文化スポーツ推進課内にある地域クラブ推進室へ所定の申請書類を提出
※地域クラブ推進室では、立ち上げ支援や相談も承っていますので興味のある方の連絡をお待ちしています。
- 6 申請書類 ①山陽小野田市地域クラブ活動団体登録申請書
②山陽小野田市地域クラブ活動団体登録用紙
③地域クラブ活動計画書
④地域クラブ収支予算書
- 7 支援制度 令和7年度は指導者への謝金及び指導者・参加者の保険料を支援
ただし、参加者から年間500円を徴収
※詳しくは地域クラブ推進室までお尋ねください。

FAX 発信者：山陽小野田市協創部シティセールス課
電話 (0836) 82-1148 FAX (0836) 83-9336

山陽小野田市中学生の文化スポーツ活動／ 休日の学校部活動は地域での活動に変わります

～地域の人を支える地域クラブ活動～

■これからの学校部活動は？

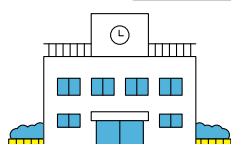
中学生の学校部活動を取り巻く状況は、急激な少子化が進展する中、従前と同様の体制で運営することが難しくなっています。本市では、地域と連携することで生徒に多様な充実した活動環境を整備することにより、持続可能で効率的な体制を構築していきます。

■学校部活動の地域展開（移行）を推進

様々な課題に対応するため、本市では、学校部活動を地域展開（移行）することを目指しています。まずは令和8年度から休日における活動体制の整備を図り、中学生が地域で文化芸術・スポーツ活動を安全に、安心して行えるよう地域クラブ活動団体の設立を推進していきます。

■「学校部活動」と「地域クラブ活動」は何が違うの？

学校部活動



中学校で



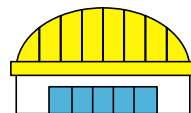
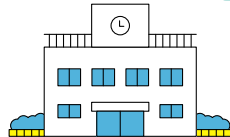
その学校の生徒が参加



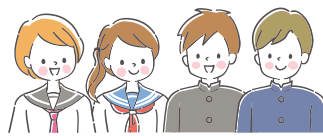
その学校の教員が主に指導

- 学校が主体となって行われる活動
- 経験のない教員や顧問（指導者）になることもある

地域クラブ活動



中学校を中心に様々な場所、時間帯で



地域子どもたちだけでなく場合によって多世代の人が参加



地域の指導者（教員を含む）が指導

- 地域クラブ活動団体が主体となって行われる活動
- 多世代で多様な交流が期待できる

地域クラブ活動に関する Q & A

Q令和8年度からは、市内のすべての部活動がなくなるのでしょうか？

A令和8年度以降、休日の部活動は行わない予定です。平日の部活動については、週2日程度の活動となります。

Q地域クラブ活動への参加は強制ですか？

A参加は任意で、強制ではありません。

Q部活動とは異なる種目を地域クラブ活動で選択することはできますか？

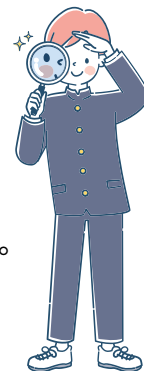
A部活動と地域クラブ活動は別の活動なので異なる種目も選択できます。

Q地域クラブ活動への参加に費用はかかりますか？

A参加費がかかります。また、個別の道具の購入等にかかる費用は必要です。

Q地域クラブ活動の活動場所まではどのようにして行けばよいのでしょうか？

A徒歩や自転車、公共交通機関、保護者の送迎等です。



地域クラブ活動団体の募集

本市では、学校部活動の教育的意義を継承し発展させつつ、新たな価値を創出するため、「社会教育」の一環として文化芸術・スポーツ活動を行う地域クラブ活動団体を令和7年6月から随時募集します。

●**地域クラブ活動団体の設立要件** 市が認定する地域クラブ活動団体は、次の要件を全て満たすこと

①規約・会則を定めていること	・会計処理についての適切な記載があること ・会計年度を定め毎年、会計報告を行うことを記載すること ・役員体制について規定すること
②活動条件 (活動日数、活動時間等)	【活動日】 週2日以上休養日を設けること ・原則、平日1日、土・日曜日のうちどちらか1日を休養日とすること ・土・日曜日に2日間活動した場合は、平日に休養日を振り替えること 【活動時間】 原則、平日2時間、休日3時間程度とすること ・可能な限り希望する生徒が参加しやすい時間帯を設定すること ・夜間帯(21時以降)の活動を控えること
③費用負担(受益者負担)を明確に示すこと	可能な限り低廉な会費設定をしていること
④生徒(参加者)、指導者が保険に加入すること	スポーツ安全保険等に加入していること
⑤活動計画を作成すること	・年間活動計画、毎月の活動(練習)計画、大会参加予定等を作成すること ・必要に応じて市、学校への報告を行うこと
⑥事故防止、健康管理、トラブル対応など管理責任を明確にすること	
⑦指導者の確保をすること、適正な指導ができる体制を有すること	・指導者を2人以上配置し、そのうち公認指導者の資格保有者を1人以上配置すること。ただし、認定初年度については、公認指導者の資格保有者の配置については、条件としない ・指導者については市等が実施する指導者研修会等を毎年受講すること
⑧大会運営等の協力を行うこと(大会役員、大会の引率等)	

●地域クラブ活動団体の認定

地域クラブ活動団体の認定を希望する場合は、地域クラブ推進室へ所定の申請書類を提出し、認定を受ける必要があります。なお、地域クラブ推進室では、地域クラブ活動団体の設立の支援を行っていますので、相談してください。

【申請方法】申請書に登録用紙、規約(会則)、活動計画書、収支予算書を添えて提出

※申請書等は市ホームページからもダウンロードできます。

指導者の募集

地域クラブ活動団体で中学生を指導する指導者を募集しています。中学生にとって適切な文化芸術・スポーツ環境を提供するため、次の全ての要件を満たす指導者を募集します。

●指導者の要件

①成人(18歳)に達していること(学生を含む)	
②市の基本方針、国のガイドライン、県の方針に基づいて指導・活動ができること	
③次の事項のいずれかに該当していること	・市がもつめる指導資格を保有していること ・市等が実施する研修会(講習会)を受講していること ・教員免許を取得しており、学校部活動での該当文化芸術またはスポーツの顧問の経験があること

【申請方法】やまぐち部活動改革応援バンクスポーツ・文化芸術つなぐNAVIの「指導者を探す」から地域や条件等を選んで申込み

※詳しくは県ホームページをご覧ください。

図・地域クラブ推進室(文化スポーツ推進課内 ☎ 38-6661)

※4月1日に協創部文化スポーツ推進課内に地域クラブ推進室を設立しました。



【市 HP】



【県 HP】